

日本製紙パピリア株式会社吹田工場 放射線障害予防規則概要

制定 1960年7月20日

最終改訂 2023年7月18日

第1条 目的（法1）

この規則は、「放射性同位元素等の規制に関する法律」（以下「規制法」という）、同施行令、同施行規則（以下「施行規則」という）および同告示にもとづき、当工場における放射性同位元素の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、従業員及び公共の安全を確保することを目的とする。

第2条 適用範囲（法36、則21）

この規則は、当工場の管理区域に立ち入るすべての者に適用する。管理区域に立ち入る者は、この規則の定めるところに従い、放射線障害の防止に努めなければならない。

第3条 主管部門（法21、則21）

この文書の主管部門は安全環境管理室とするが、適正な運用維持については、所属長（安全衛生管理者）とする。

但し、具体的に記述してある項目については、その者に責任と権限を委譲する。

第4条 用語の定義（法2、34、35、則1）

用語の定義は、主に「規制法」の実施のために定めた「施行規則」に基づくものとする。

第5条 管理区域に関する遵守事項（法3、36、則3）

- (1) 管理区域責任者は、放射線業務従事者等以外の者を担当する管理区域に立ち入らせてはならない。
- (2) 管理区域に立ち入る場合は、線源シャッターが閉じているのを確認すること。
- (3) 放射線業務従事者以外の者は、取扱主任者および管理区域責任者の承認を得ないで管理区域に立ち入らないこと。
- (4) 放射線業務従事者等は、作業中に放射線測定器を指定された位置に着用すること。
- (5) 管理区域内において、飲食、喫煙を行わないこと。
- (6) 放射線業務従事者等は、取扱主任者が放射線障害を防止するために行う指示、その他、施設の保安を確保する為の指示に従うこと。
- (7) 管理区域に立ち入るときは、所定の用紙に必要事項を記入すること。
- (8) 管理区域の目に付きやすい場所に、取扱に係る注意事項を掲示し、管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。

第6条 組織および職務（法21、34、37、則21、30、31、33）

6. 1 組織

放射線障害防止に関する組織は、工場長以下、各部課長と取扱担当者、および放射線取扱主任者で組織される。

6. 2 職務

規制法、同施行令、同施行規則の定めに従って、前項6. 1に定めた組織が各職務を遂行する。

6. 3 放射線取扱主任者の選任

工場長は、放射線障害の防止について指導、監督をおこなわせるため放射線取扱主任者免許状の所有者の中から取扱主任者を選任する。取扱主任者が諸々の理由により不在のときは、その職務を代行させるため取扱主任者免許状の所有者の中から取扱主任者の代理者を選任する。職務および権限については、代理者も同等の権限を有しているが、外部との窓口業務、諸手続きについては主任者が担い、取扱主任者が不在の場合には代理者が代行する。

6. 4 放射線障害防止委員会

放射線障害の防止に関し、工場長の諮問機関として、放射線障害防止委員会（以下「委員会」という）を設ける。

第7条 施設の維持管理、点検（法13、則15、17、21）

規制法、同施行令、同施行規則の定めに従う。

第8条 使用基準（法15、則21）

管理区域責任者の管理の下、関係法令および規制法、同施行令、同施行規則の定めに従う。

第9条 受入・払出、保管、運搬、廃棄（法16-19、則21）

規制法、同施行令、同施行規則の定めに従う。

第10条 測定（法20、則20、21）

保守取扱担当者は、放射線測定器について、常に正常な機能を維持するよう保守する。規制法、同施行令、同施行規則の定めに従う。

第11条 教育及び訓練（法22、36、則21、32）

取扱主任者は法の定めに従って外部定期講習を受講する。また、管理区域に立ち入る者及び放射線業務従事者に対して、本規則の周知徹底を図るほか放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を実施する。具体的な内容については、規制法、同施行令、同施行規則の定めに従う。

第12条 健康診断（法23、24、則21、22、23）

放射線業務従事者に対して障害防止法、同施行令、同施行規則の定めるところにより健康診断を実施する。放射線障害を受けまたは受けたおそれのある場合には、その程度に応じ、管理区域への立ち入り時間の短縮・立ち入りの禁止・配置転換等健康の保持に必要な措置を講じる。結果は定めに従って保存する。

第13条 記帳及び保存（法25、則21、24）

保守取扱担当者及び取扱主任者は施設の点検、使用、受入、払出、保管、運搬、廃棄、測定、教育、訓練ならびに健康診断に係る記録を行う帳簿を備え記帳する。帳簿は年度毎に閉鎖し、5年間、健康診断記録については永年保存する。

第14条 危険時の措置（法32、33、則21、39）

地震、火災等の災害が起った場合には、災害時の連絡通報体制に従い、保守取扱担当者が別記に定める項目について点検を行ない、その結果を取扱主任者は工場長に報告する。また、障害規制法、同施行令、同施行規則の定めに従って応急の措置を講じ、原子力規制委員会への報告を行う。

第15条 報告（法24、25、32、33、則21、28、39）

取扱主任者は施行規則第39条3項に定める放射線管理状況報告書を、毎年4月1日を始期とする1年間について作成し、当該期間の経過後3カ月以内（6月30日まで）に原子力規制委員会に提出する（一般報告）。工場長は、放射線障害を防止するため、使用放射性同位元素に異常が発生したときは、この旨を直ちに原子力規制委員会へ電話、メール、FAX等により状況通報書で報告し、10日以内に状況通報書にて、詳細を報告する。

第16条 情報提供（法31、則21、28）

工場長は、年一回、前年度の放射線関連施設の管理状況について、地域自治体へ放射線障害予防規則概要、施設の管理状況、教育訓練等実施状況、その他環境安全の確保のために講じた措置について報告を行う。手段としては地域コミュニケーション、吹田市、もしくは社内ホームページとする。

また、上記に加え、災害や事故などで放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合に第15条の対応を取るとともに、地域自治体へ、事故の発生日時場所、事業所外への影響、応急措置の内容、事故原因と再発防止策等の報告を行う。

2024年度(令和6年度) 実施項目

当工場生産設備の厚さ計は放射線利用機器ですが、この機器は日本のみならず、世界中の製紙業界で一般的に広く用いられているものです。装置は放射線障害防止法、同施行令、同施行規則に従って定期的に点検と維持管理、結果の報告が行われております。

1. 施設の点検、補修及び修繕の実施状況

内容	実施年月日
メーカーによる点検 消耗部品交換 漏洩検査他	2024年5月2日 2024年7月1日 2024年7月27日 2024年8月1日 2024年9月3日 2024年11月25日 2025年3月4日
施設の自主点検 異常なし	2024年9月30日 2025年3月21日
場内の漏洩線量の測定 異常なし	2024年9月30日 2025年3月18日
サーベイメーターの業者点検	2024年4月15日

2. 放射性同位元素取扱者の教育、訓練、研修等の実施日と主な内容

項目と内容	実施年月日
従業員への教育訓練（場内講習） 対象者24名 ①放射線の人体に与える影響 ②放射性同位元素または放射線発生装置の安全取扱い ③放射線同位元素法令および放射線障害予防規定 ④放射線障害防止に関して必要な事項 ※コロナ・インフルエンザ対策のため、設備を扱う者、周辺に立入る者に限定して実施	2025年1月31日 2025年2月1日 2025年2月2日 2025年2月3日 2025年2月4日 (場内回覧講習)
放射線業務従事者 教育訓練講習会参加（WEB講習） 3名	1/27、1/27、1/29
放射線取扱主任者 定期講習 0名	今期該当者なし
予防規定の改定	変更なし

3. その他環境安全の確保のために講じた措置

項目と内容	実施年月日
標識類の劣化チェック(異常なし)	2025年3月31日

この情報に関する問い合わせ先

日本製紙パピリア株式会社 吹田工場
〒564-0033 大阪府吹田市東御旅町11-46
電話 06-6381-2255(代) FAX 06-6382-2661